

令和7年度 児童クラブ 同意書兼誓約書

児童クラブの入会申し込みにあたり、以下の事項をお読みいただき、各項目の確認欄に☑し、署名してください。

[同意事項]

確認欄

1 児童クラブの入会審査や保護者負担金の決定等にあたり、必要な情報を、児童クラブ担当課が住民登録担当課・課税担当課・収税担当課・福祉担当課等から取得する可能性があること。	
2 必要に応じ、小学校等の関係機関と児童の生活状況等に関し、情報共有を図る可能性があること。	
3 住民基本台帳の登録事項や課税状況の確認により、年度途中で児童クラブ保護者負担金の変更を行う可能性があること。	
4 保護者負担金の決定にあたり、必要な書類の提出や手続きを指定された期日までに行わなかった場合は、市民税課税世帯における保護者負担金となる可能性があること。	
5 保護者負担金を滞納した場合は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、西条市から支給を受ける児童手当・特例給付の全部または一部をもってその支払いに充てる可能性があること。	
6 保護者負担金を3カ月滞納した場合は、債権管理担当課への移管、入会決定の取消し又は利用停止となる可能性があること。	
7 児童又は家族の感染症の発生により、他の児童への感染のおそれが認められる場合は、利用停止となる可能性があること。	
8 利用児童が危険な行動を繰り返すなど、利用継続が難しいと判断した場合は、利用停止となる可能性があること。	
9 期限までに休会手続き等がない場合は、実際に児童クラブを利用していなくても保護者負担金がかかること。	

[誓約事項]

1 保護者負担金は、納期限までに必ず納付すること。また、口座の残高不足や納め忘れなどにより保護者負担金が未納となった場合は、速やかに納付すること。	
2 入会申込以後において、世帯構成（婚姻・離婚等）、入会希望理由（就労・疾病等）等、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに西条市に届け出ること。	
3 就労先や就労状況等に変更があった場合は、速やかに西条市に届け出ること。	
4 確定申告書や住民税申告書の提出等により課税額が変更となった場合は、速やかに西条市に届け出ること。	
5 入会后、西条市から、入会を必要とする理由を証する書類の提出を求められた場合は、方法や期限に従い提出すること。	
6 世帯状況や就労状況等に異動や変更があり、入会を必要とする理由が認められなくなった場合は、退会すること。	

西条市長 様

令和7年度放課後児童クラブ概要・申込方法ついて、内容を確認し申したいします。

以上の事項について同意し、入会申込書及び提出書類に虚偽がないことを誓約します。

記入日 年 月 日

児童氏名 _____ [児童クラブ]

保護者氏名 _____ [父・母・その他 ()]

保護者氏名 _____ [父・母・その他 ()]

※児童の保護者（父母、扶養義務者）がそれぞれ自署してください。